

「学力に関する証明書」を申請される方へ

※申請時の注意点

● 「学力に関する証明書」とは 「学力に関する証明書」は教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたり必要な単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。

「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能である／課程認定のある免許状についてのみ発行可能です。

別の学校種や、科目の免許状を追加で取得する場合でもその学校種、科目で発行できない場合があります。

申請の前に、必要な証明書（学校種・科目・様式）を事前に提出先に確認してください。

注意事項

- ◆ 在学中に修得された科目名、単位数、成績などを記載した証明書は「成績証明書」です。
- ◆ 免許状を紛失された場合などは、都道府県教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。
(本学から一括申請で免許状取得された方は原則、鹿児島県教育委員会が授与権者です。)
- ◆ 「学力に関する証明書」は免許状を取得したことを証明するものではありません。

● 「学力に関する証明書」が必要な場合は主に以下の通りです。

- ① 現時点で免許状取得要件を満たしており、**教育委員会**に免許状の申請を行う場合
- ② 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、**教育委員会**で不足単位を確認する場合
- ③ 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、**他大学等**で不足単位を修得する場合

旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合は原則、**新法が適用**されます。

新法に読み替えた「学力に関する証明書」を発行いたします。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」）を証明する「学力に関する証明書」は、在学した所属の教職課程の有無や入学年度に関係なく、発行することができます。

◎留意事項

- ・申込み前に必ず「学力に関する証明書」の提出先に以下に内容を確認してください。
 - ① 発行が必要な校種（教科）、通数
 - ② 申請する教育職員免許状の種類（教科）および申請根拠
(申請根拠は、教育職員免許法第 5 条別表第 1、教育職員免許法第 6 条別表第 3、別表第 4、別表第 7、別表第 8 のいずれかを確認すること)
- ・「学力に関する証明書」を発行する際、留意事項 ① ②等の確認をいたしますので、本学 教学課へ必ず電話連絡をお願いいたします。

第一工科大学 教学課

0995-45-0640